

佐久市における土木・補償コンサルタント関係の  
積算基準及び標準歩掛の改正に伴う

最低制限価格の算定方法の取扱いについて

土木・補償関係の建設コンサルタント業種区分のうち、次の対象業種に係る積算基準等については、長野県の積算基準及び標準歩掛の一部が改正されたことに伴い、佐久市の積算基準等も同様の改正を行いました。

この改正に伴い、佐久市の最低制限価格の算定に当たっては、下記のとおり取扱います。

記

<改正内容>

1 対象業種

- ・ 補償関係コンサルタント（用地調査等）
- ・ 土木関係の建設コンサルタント（測量調査設計等）

【※建築コンサルタント、土木関係（下水道、農林）の建設コンサルタント、測量業務は従前どおり】

2 最低制限価格算定の取扱い

上記の対象業種について、最低制限価格を算出する場合は、「佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱」（以下「要綱」という。）の規定にかかわらず、新たな積算基準等の「その他原価」及び「一般管理費等」の費目を、要綱の「諸経費」の費目として扱います。

3 適用年月日

平成23年11月18日以降の入札公告、指名通知案件から適用します。

## 入札参加業者の皆様へ

### 土木・補償コンサルタント関係の積算基準及び標準歩掛の改正に伴う 最低制限価格の算定方法について

土木・補償関係の建設コンサルタント業種区分のうち、下記の対象業種に係る積算基準等については、長野県の積算基準及び標準歩掛の一部が改正されたことに伴い、佐久市の積算基準等も同様の改正を行いました。

つきましては、本案件が下記の対象業種に該当しますので、最低制限価格の算定に当たっては、「佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱」の規定にかかわらず、新たな積算基準等の「その他原価」及び「一般管理費等」の費目を、現要綱の「諸経費」の費目として扱います。

記

#### <改正内容>

##### 1 対象業種

- ・ 補償関係コンサルタント（用地調査等）
- ・ 土木関係の建設コンサルタント（測量調査設計等）

（注）建築コンサルタント、土木関係（下水道、農林）の建設コンサルタント、測量業務は従前どおりです。

##### 2 適用年月日

平成23年11月18日以降の入札公告、指名通知案件から適用

佐久市 契約課